

田村市住民主体による訪問型サービスBの事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に定める第1号事業のうち、住民等が主体となって実施する訪問型サービス（以下「訪問型サービスB」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 居宅要支援被保険者等の居宅において、住民ボランティア等が主体となり、住民相互の助け合いによる生活援助を提供することで、軽度な支援を必要とする高齢者の生活機能の維持又は向上を図るとともに、高齢者自身が支援の担い手として活動することで、地域の介護予防を促進することを目的とする。

(事業の内容)

第3条 訪問型サービスBは、利用者の居宅において行う次の内容とし、提供団体ごとに提供内容を独自に定める。

- (1) 掃除
- (2) 洗濯
- (3) 調理
- (4) 利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換
- (5) 衣類の整理・被服の補修
- (6) 日用品の買物（買物付き添いを含む）
- (7) 薬の受取
- (8) 灯油入れ
- (9) ゴミ出し
- (10) 電球交換
- (11) 話し相手
- (12) 除雪
- (13) その他市長が必要と認めること。

(事業対象者)

第4条 訪問型サービスBの利用者は、居宅要支援被保険者及び事業対象者であって、介護予防ケアマネジメントに基づき当該事業を利用するものとする。

(事業実施団体)

第5条 実施主体は、地縁組織、ボランティア団体等の住民主体で組織された3名以上で構成される団体で、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 町内会、自治会及びその組織内の団体
- (2) 地区社会福祉協議会に所属する団体
- (3) 特定非営利活動法人
- (4) ボランティア団体又は住民のボランティア活動を支援する団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と定める団体

2 事業実施団体に属し、訪問型サービスBの提供を行う者（以下「従事者」という。）は、市が指定する適切な対応や遵守事項等に関する知識を習得するための研修又は他の研修機関が実施する同程度の研修受講に努めるものとする。

3 前項に定める研修を受講した者を「隣隣サポーター」と呼称する。

(代表者の配置)

第6条 実施団体は、従事者の中から、主に市や地域包括支援センター等の関連機関との連絡調整を行う者として、代表者1名を指名すること。

2 代表者は、市及び地域包括支援センター等が主催する会議等への参加依頼があった場合、これに協力すること。

(記録・保存)

第7条 サービス提供団体は、訪問型サービスBの提供に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存する。

2 実施団体は、前項に規定するもののほか、会計に関する記録、事故の状況及び処置に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存する。

(遵守事項)

第8条 サービス提供団体及び従事者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 保険の加入

実施団体は、従事者及び利用者が、安心、安全にサービス提供又は利用できるよう、その活動にかかる傷害保険等に加入しなければならない。

(2) 秘密保持

従事者又は従事者であった者が正当な理由なく当該事業で知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

(3) 衛生及び健康管理

従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じること。

(4) 事故発生に係る対応

利用者に対する訪問型サービスBの提供において事故が発生した場合、次の対応をとること。

ア 利用者の家族や地域包括支援センター等に連絡し、その指示に従うこと。

イ 事故の状況及び事故に関する処置について記録すること。

ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(5) 関係機関との連携

実施団体は、地域との結びつきを重視するとともに、市及び地域包括支援センター等の関連機関と連携した運営を行うこと。

(6) 従事者の資質向上

実施団体は、従事者の資質向上のための研修受講の機会を設けること。

ア 安全なサービス提供を行う目的とした研修の受講

イ ボランティアの知識・技術等の維持向上を目的とした研修の受講

(7) 活動廃止又は休止する際の事前の届出と利用者への配慮

やむを得ない事業により、生活支援を廃止又は休止しようとする際は、事前に市へ連絡すること。また、利用者に必要な支援が継続的に提供されるよう、関係者と連絡調整を行うこと。

(評価)

第9条 サービス提供団体は、提供するサービス内容や質に関する評価を定期的実施し、必要に応じて内容等の改善に努めること。

(サービスの利用)

第10条 訪問型サービスBの利用は、1回あたりおおむね1時間以内とし、利用回数は月5回を限度とする。ただし、実施団体が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 訪問型サービスBの利用料は、30分あたり250円、以降30分ごとに250円加算とし、事業実施団体に直接支払わなければならない。

3 訪問型サービスBを利用した者は、前項の利用料のほか、その利用に当たり生じた実費を負担しなければならない。

(その他)

第11条 その他、本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日告示第83号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。